

監査委員公表第7号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規程に基づき定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成28年3月24日

二宮町監査委員 善波八州治

二宮町監査委員 杉崎 俊雄

1. 監査の実施日

平成28年2月17日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波八州治

監査委員 杉崎 俊雄

3. 監査対象とした部課

町民生活部生活環境課

健康福祉部福祉課

健康福祉部健康長寿課

健康福祉部子ども育成課

4. 監査の範囲

平成27年度1月末における財務並びに事務の執行状況

（指定する個別事業説明）

生活環境課

（歳入）

①（仮称）剪定枝資源化施設運営事業平塚市及び大磯町負担金

（歳出）

①じん芥収集事業

②ごみ積替施設運営事業

③し尿処理事業

福祉課

①社会福祉関係事業

②在宅障がい者援護事業

③自立支援給付事業

④障がい者医療費給付補助事業

健康長寿課

- ①高齢者祝金事業
- ②在宅高齢者生活支援事業
- ③介護サービス等諸費給付事業
- ④介護予防サービス等諸費給付事業

子ども育成課

(歳入)

- ①子ども・子育て支援給付費負担金

(歳出)

- ①小児医療費助成事業
- ②母子保健事業
- ③育児・発達支援事業

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

6. 監査実施による各課概要

(1) 生活環境課

生活環境課は、課長、環境政策班 3 名、生活環境班 2 名、環境衛生センター班 3 名の計 9 名が配置されている。

生活環境課では、廃棄物処理の広域化に関すること、ごみの減量化・資源化に関すること、一般廃棄物の収集運搬処理、環境衛生センター及びごみ積替施設の運営管理、畜犬登録及び狂犬病予防、環境美化の推進等、生活環境全般に関する業務を実施している。

廃棄物処理の広域化では、ごみ処理広域化実施計画に基づき、平塚市及び大磯町と連携し、ごみ処理広域化を進めており、平成 25 年度より整備を進めてきたウッドチップセンターの建設工事が完了し、剪定枝の処理施設として平成 27 年 10 月より稼働している。

じん芥収集の関係では、廃棄物の効率的かつ確実な収集運搬を行うため、町内の収集エリアを 2 つに分け、収集運搬業務を実施するとともに、粗大ごみ等を自宅の玄関先で収集する事前予約制の戸別収集を、平成 27 年 4 月より新たに開始している。

また、ごみ積替施設については、様々な環境測定を行い、周辺環境に配慮しながら、可燃ごみの安定した積替え、外部搬出を実施する一方、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、し尿処理施設の維持管理業務を行っている。

(2) 福祉課

福祉課は、課長、社会福祉班 2 名、障がい者支援班 5 名の計 8 名が配置されている。

福祉課では、社会福祉事業の計画及び調整、民生委員・児童委員に関すること、社会福祉協議会及び社会福祉団体との連絡調整、人権問題や生活保護に関すること等を実施する他、地域生活支援事業、障害者の施設交通費助成、自立支援医療に関すること、障害者医療費の助成等の障がい者支援事業を実施している。

社会福祉関係事業では、町社会福祉協議会へ人件費等の補助を行い、福祉行政の推進を図る他、地域の助け合いによる福祉を推進するための二宮町地域福祉計画策定に向けて、平成 27 年度は、アンケート調査の実施と結果の収集、分析を行っている。

また、障がい者支援の関係では、在宅の重度障がい者がタクシーを利用する際の利用料の助成や聴覚障害者との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者の設置及び派遣、ガイドヘルパーの派遣等を実施する他、障がい児者が利用したサービス費や身体障がい児者が身につける補装具費用に対する支給、障がい者医療費の一部助成等を行っている。

(3) 健康長寿課

健康長寿課は、課長、健康長寿班 3 名、介護保険班 5 名の計 9 名が配置されている。

健康長寿課では、高齢者に係る祝金の手当、居宅生活支援、高齢者の介護予防事業、地域支援事業に加え、介護保険事業の企画運営、介護保険料の賦課徴収及び督促、介護サービス費や介護予防サービス費の支給等、高齢者福祉及び介護保険全般に関する業務を行っている。

敬老祝金の関係では、平成 27 年度は、77 歳の対象者へ支給する祝金の金額の見直しを行っている。

また、在宅高齢者生活支援事業では、介護保険の補完部分として、対象となる高齢者に買い物、掃除など軽度の生活援助や配食サービスの提供に加え、紙おむつの支給等を行う各種支援を実施している。

介護予防事業については、高齢者の転倒予防を目的としたころばん塾、エルダーシステムを利用したカラオケ体操、温水プールで実施する水中教室等を開催し、介護予防に向けた知識の普及、啓発と介護予防に資する活動の育成、支援を実施している。

また、要介護認定者が利用したサービスに対する介護給付と要支援認定者が利用したサービスに対する予防給付を行い、対象者の状態の維持、改善を図っている。

さらに、国の緊急雇用創出事業を活用し、介護人材の育成を図るとともに、一定の条件に該当する対象者に介護人材育成経費補助金を交付し、

介護資格の取得や介護施設への就労を支援する事業を実施している。

(4) 子ども育成課

子ども育成課は、課長、子育て支援班 5 名、育成相談班 6 名の計 12 名が配置されている。

子ども育成課では、保育料に関すること、児童手当に関すること、小児医療費の助成、百合が丘保育園及び子育てサロンの管理運営、一時預かり事業の実施、児童相談、母子保健法の規定に基づく健康診査や保健指導等、子育て支援全般に関する事務を所掌している。

平成 27 年 10 月より小児医療費の助成対象を中学 3 年生まで拡大し、医療費の自己負担分を助成している。

一時預かりについては、多様化する保育需要に対応するため、受け入れ体制の充実を図る一方、地域子育て支援事業では、ファミリー・サポート事業の実施を町社会福祉協議会へ委託し、子育て世帯が仕事と育児を両立できる環境づくりを進めている。

また、待機児童の解消に向け、国と町が費用の一部を補助する形で、二宮駅北口の IT ふれあい館を改修し、新たな保育施設として整備している。

母子保健事業では、各種健康診査の実施及び補助に加え、平成 27 年度は、不育症により子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療費の一部を助成する取組みを新たに実施している。

育児・発達支援事業では、ことば等発達の遅れや親子支援、初期の療育的な発達支援が必要な親子に対して、支援教室を通じて必要な相談や支援を行っている。

7. 監査結果

各課とも平成 27 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(生活環境課)

- 1) ごみ処理広域化については、安定的かつ効率的なごみ処理が図られるよう、按分された負担金の事務処理を確実に実施するとともに、各市町と協力、連携しながら、着実に事業を進められたい。
- 2) じん芥収集の関係では、ごみ処理広域化に伴い、平成 27 年 4 月からごみの分別方法が大きく変わったが、円滑な収集、運搬作業が実施されていることを評価する。今後も、じん芥収集運搬委託による一般廃棄物の適正かつ確実な収集、運搬作業を実施するとともに、分別方法等で変更が生じる際は、町民への周知、啓発に努められたい。

- 3) ごみ積替施設については、引き続き、町民や関係機関と連携しながら周辺環境に配慮した施設の運営管理に努め、可燃ごみの安定的な積替、搬出業務に取り組まれない。
- 4) し尿処理については、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理処分が行われるよう、各種設備の定期的な整備委託を実施し、老朽化した施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺の環境保全にも配慮した施設改修計画となるよう、策定作業を進められたい。

(福祉課)

- 1) 社会福祉関係については、福祉行政の円滑な推進に向け、補助金を交付している町社会福祉協議会との連携を密に図るとともに、地域福祉の推進に実効性のある計画となるよう、平成 28 年度までの継続事業である二宮町地域福祉計画の策定作業を委託業者と連携し、着実に進められたい。
- 2) 在宅障がい者援護の関係では、今後も報償費、委託料、自動車借上料、補助金、扶助費等を有効に活用し、在宅障がい者とその家族の負担軽減を図る取組みを進められたい。
- 3) 自立支援給付の関係では、引き続き、制度の周知、啓発に努めるとともに、各種補助金や扶助費による福祉サービスの提供を適切に実施し、障がい児者が安心して地域で生活するための一助とされたい。
- 4) 障がい者医療費給付補助については、対象者に必要な医療費助成が行き渡るよう、支給対象者の的確な把握に努める等、事業実施に努められたい。

(健康長寿課)

- 1) 敬老祝金は、77 歳に対する祝金の支給額を見直し、支出経費の抑制という一定の効果があつたことを評価する。今後についても、支給内容等の変更の見直しを行い、状況によって実効性のある方策について検討されたい。
- 2) 在宅高齢者生活支援の関係では、今後もサービスを必要とする高齢者に適切な支援サービスの提供を行い、在宅高齢者の経済的負担の軽減を図るとともに、住民ニーズの的確な把握に努められたい。
- 3) 介護サービス及び介護予防サービスの給付については、介護保険法の趣旨に基づき、対象者が利用した各種サービスに対し適正な給付を実施するとともに、利用者の身体状況の維持、改善につなげられたい。また、介護予防事業の普及啓発をより一層図り、各種予防事業を通じて健康寿命の延伸に努め、介護給付費の抑制につなげられたい。

(子ども育成課)

- 1) 子ども・子育て支援給付費負担金については、引き続き、規則に基づき、課税状況等に応じた適正な賦課徴収事務を実施されたい。
- 2) 小児医療費助成については、対象が拡大したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減につながっているが、医療機関への安易な受診により町の医療費助成が増大しないよう、今後も制度の適切な周知と相談体制の充実を図り、効率的な執行管理に努められたい。
- 3) 母子保健については、妊婦健康診査補助金や不育症治療費助成金等を支給し、育児にかかる様々な負担の軽減を図るとともに、健康診査、育児相談等による育児不安の解消や母子関係のさらなる向上に努められたい。
- 4) 育児・発達支援の関係では、支援教室の開催や関係諸機関との連携を図り、必要な場合には、早期に療育的治療につなげる等、引き続き、育児負担の軽減と児童の健全な成長に向けた取組みを進められたい。

以上